# 臨時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

- 吸収合併存続会社（ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）の定款

- 吸収合併存続会社（ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SBI レオスひふみ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 吸収合併存続会社（ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）の定款

# 第１章　総　　則

（商号）

第1条　　当会社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社と称し、英文では、SBI Global Asset Management Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　金融情報に関する雑誌、新聞、報告書（インターネットを利用した配布を含む。）ならびにディスクおよびシーディーロム等のソフトウエアの設計、開発、製作、販売および輸出入
2　金融情報の提供、金融情報に関するコンサルティングおよびセミナー業務
3　広告・宣伝の情報媒体の企画・売買ならびに広告代理店業務
4　資産運用および管理に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
5　投資の広報業務の受託および経営に関するコンサルティング業務
6　書籍・雑誌その他各種出版物および電子出版物の企画・制作、出版、販売およびその代行
7　映像ソフトの企画、制作
8　ライフプランに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
9　ＩＲに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
10　株価指数に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
11　生活情報に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
12　マーケティングに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
13　インターネットに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
14　投資信託の組成および運用に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
15　投資顧問業
16　生命保険代理業
17　損害保険代理業
18　コンピュータ、その周辺機器および関連機器ならびにそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
19　コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸および管理
20　インターネットを利用した通信販売業務および仲介
21　各種会議、展示会、イベントの企画・制作および構成・演出・請負・運営
22　内外の有価証券などの金融資産に関する投資助言業務および投資一任業務
23　投資信託における委託会社としての業務
24　投資法人に対する資産運用に係る業務
25　特定資産等に関する投資一任契約に係る業務
26　有価証券に関する情報提供に係る業務
27　インターネットを利用した各種情報提供サービス
28　インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
29　マーケティングリサーチならびに経営情報、産業情報および信用情報の調査､収集および提供
30　各種企業に対する経営の診断および総合指導
31　コンピューターのソフトウェアの開発および販売
32　情報処理システム開発の計画作成およびプログラム設計技術者の派遣
33　コンピューターおよびその関連機器による情報処理業
34　漢方薬および漢方薬の原料となる草木類の輸出入販売
35　消費者からの委託による輸入の代行業務
36　証券仲介業
37　不動産仲介業
38　資産管理業
39　前各号の業務およびこれに付帯関連する一切の業務を営む会社ならびにこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
40　前各号に関する教育研修業務

41　前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1　取締役会
2　監査役
3　監査役会
4　会計監査人

（公告方法）

第5条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　　当会社の発行可能株式総数は、315,600,000株とする。

（株主名簿管理人）

第7条　　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（単元株式数）

第8条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1　会社法第189条第２項各号に掲げる権利
2　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
3　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第11条　　当会社の株主および新株予約権者の権利行使の手続き、ならびに株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条　　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

## 第３章　株主総会

（招集）

第13条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

2.　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。

（株主総会の招集者および議長）

第14条　株主総会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2.　前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第４章　取締役、代表取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　当会社の取締役は株主総会の決議によって選任する。

2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

（代表取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

（取締役会の招集者および議長）

第22条　取締役会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2.　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、また、取締役および監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

（取締役会の決議の方法）

第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2.　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第24条　　取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。
（報酬等）
第25条　　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）
第26条　　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。
2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）
第27条　　当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。
（監査役の選任）
第28条　　当会社の監査役は株主総会の決議によって選任する。
2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期）
第29条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。
（常勤の監査役）
第30条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を１名以上選定する。
（監査役会の招集通知）
第31条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。
（監査役会の決議方法）
第32条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役会規程）
第33条　　監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。
（監査役の報酬および退職慰労金）
第34条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除）
第35条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。
2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第６章　計　　算

（事業年度）

第36条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当）

第37条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる。

2.　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

3.　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

4.　当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第38条　　剰余金の配当は、その支払開始の日から満３年を経過した時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には利息を付さない。

平成10年3月27日　　会社設立
平成13年3月15日　　一部改訂
平成14年3月20日　　一部改訂
平成15年3月19日　　一部改訂
平成16年3月25日　　一部改訂
平成17年3月24日　　一部改訂
平成17年12月15日　一部改訂
平成18年12月１日　　一部改訂
平成19年3月23日　　一部改訂
平成19年4月１日　　一部改訂
平成20年4月１日　　一部改訂
平成20年6月19日　　一部改訂
平成21年6月18日　　一部改訂
平成22年1月6日　　附則規定による附則の削除
平成25年6月18日　　一部改訂
平成25年７月1日　　附則規定による附則の削除
令和４年６月23日　　一部改訂
令和５年３月1日　　附則規定による附則の削除
2023年３月30日　　商号変更に伴い一部改訂

## 吸収合併存続会社（ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

### Ⅰ．株式会社の現況に関する事項

#### １．事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、多くの主要国・地域において特徴的な金融政策の転換が行われた中、米国においては市場でのソフトランディングを実現し株式市場を中心に比較的堅調な推移を示した一方、欧州における構造的、地政学的な課題、中国での主として不動産セクターの調整等、多くの問題点が存在するなど、不安定な要素を内包しつつも比較的穏やかな推移を示しておりましたが、2025年1月の米国での新政権発足以降は、トランプ新大統領が矢継ぎ早に打ち出す各種政策、特に関税関連の政策が年度末にかけて各国の市場を揺るすなど、大きな混乱の中にありました。このような情勢の中、我が国においては、石破首相の就任と直後の総選挙などのイベントがあり、市場においては日本銀行の金融政策によるマイナス金利からの完全な脱却、物価上昇の継続等の動きが見られました。その後、2025年の年明け以降は米国のトランプ政権の繰り出す各種政策の影響もあり、株式市場は世界各国同様、下落局面の波乱の中で年度末を迎えることとなりました。なお、当社グループグループの事業に関連性の高い投資信託市場においては、2024年1月から開始された「新NISA」制度が一般にも浸透し、資金流入が続く追い風もある一方、運用会社間の競争は激化し、平均信託報酬率は低下傾向にあるなど、構造変化が見られた１年となりました。

このような経営環境下で、当社グループは、公募の投資信託の当期末の運用残高が、前期末の2兆7,144億円から30.7％増加の3兆5,484億円となりました。これは、新NISAに対応し、多くの商品タイプを揃えたインデックスファンドが安定した資金流入により成長した他、高配当型に代表される「成長」と「分配」の両立を目指す特徴を持つファンドを数多く投入した結果によるものです。これらの商品群はいずれも当社グループグループの理念である「顧客中心主義」に則り、高品質であることはもちろん、同種同等のファンドと比較して低廉なコストとしております。また、既存の商品についても、2023年6月に定めた当社グループのプロダクトガバナンス方針に基づき、コストの減額や、受益者目線に立った商品ラインナップの再構築を行うなど、年度を通じて「顧客中心主義」に基づき積極的に政策を実施してまいりました。

#### ２．資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ３．重要な組織再編の状況

該当事項はありません。

#### ４．重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

５．直近三事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

| 区　分 | 第25期<br>2022年3月期 | 第26期<br>2023年3月期 | 第27期<br>2024年3月期 | 第28期<br>当事業年度<br>2025年3月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 1,935,025 | 1,716,052 | 800,135 | 1,554,091 |
| 当期純利益 | 2,783,217 | 5,505,830 | 299,021 | 996,784 |
| １株当たり当期純利益 | 31円04銭 | 61円40銭 | 3円34銭 | 11円12銭 |
| 総資産 | 10,337,482 | 18,832,148 | 16,719,590 | 15,448,099 |
| 純資産 | 10,062,543 | 12,734,079 | 10,802,789 | 9,306,188 |
| １株当たり純資産額 | 112円21銭 | 142円00銭 | 120円47銭 | 103円78銭 |

６．対処すべき課題

当社グループは、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント・グループにおいて、主に個人投資家の皆様向けの商品である公募投資信託と、主として地方金融機関等の機関投資家を対象とする私募投資信託の運営全般を担っております。

当社グループは当期中に初めてのETF（上場投資信託）を設定した他、公募投資信託を多数設定する等、個人投資家の投資意欲に向けて有効かつ有益な選択肢の提供を重点的に取り進めました。この投資信託のラインナップの積極的な拡充は、当社グループでは、投資を行う個人の皆様にとって、最適なポートフォリオはお一人お一人で当然異なることから、これからの個人投資家の皆様にとっては、ご自分にあった資産配分が自由に、低コストで気軽に行える環境を整えることが重要との考えに基づくものです。当社グループグループでは、そのための材料となる良質で低コストの投資信託のラインナップの更なる充実を図ることが必要と考えております。また、それにより、投資家の皆様の資産形成への貢献、ひいてはわが国の投資環境の更なる発展の一翼を担ってゆくことも大切な事業目標であると考えております。

また、当社グループの運用資産残高は、5年前の2020年3月末に1兆7,301 億円だったものが、当期末には6兆2,135億円となるなど、飛躍的な拡大を続けております。この拡大基調を維持し、加速させるためには、当社グループの事業推進体制の更なる整備と強化が必要と考えており、合理的な業務システム環境の構築や、内部統制・コンプライアンス等の内部管理に関して、更なる強化が必要であると考え、既に実行に移しております。

７．主要な事業内容

持株会社

８．主要な営業所

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 |

９．従業員の状況

| 従業員数 | 前年との比較 |
|---|---|
| 8名 | ＋１ |

（注1）従業員には、役員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

１０．重要な親会社及び子会社の状況

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金（百万円）（注１） | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合（%） | 議決権の被所有割合（%） | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （親会社） | | | | | | |
| ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社 | 東京都港区六本木 | 100 | 資産運用サービス事業の統括・運営 | ― | 被所有 52.7 | 親会社、主要株主である筆頭株主<br>ＳＢＩホールディングス株式会社の100％子会社であります。<br>役員の兼任…２名 |
| SBIホールディングス株式会社（注2） | 同上 | 181,924 | 金融サービス事業、資産運用事業、投資事業、暗号資産事業、バイオ関連等の次世代事業等 | ― | 間接被所有 (52.7) | （間接）親会社、サービスの販売、不動産転貸借、諸経費立替<br>役員の兼任2名 |
| （連結子会社） | | | | | | |
| ウエルスアドバイザー　株式会社(注３) | 同上 | 30 | ファイナンシャル・サービス事業 | 100.0 | ― | 従業員兼務出向<br>資金取引<br>役員の兼任2名 |
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（注３） | 同上 | 400 | アセットマネジメント事業 | 97.9 | ― | サービス委任、従業員兼務出向<br>資金取引<br>役員の兼任2名 |
| ＳＢＩオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 | 同上 | 25 | アセットマネジメント事業 | 100.0 (100.0) | ― | 役員の兼任2名 |
| Carret Holdings, Inc.（注１） | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 2,328千米ドル | アセットマネジメント事業 | 100.0 | ― | 役員の兼任1名 |
| Carret Asset Management LLC(注１) | 同上 | 9,073千米ドル | アセットマネジメント事業 | 100.0 (100.0) | ― | ― |
| （非連結子会社） | | | | | | |
| ＳＢＩオルタナティブ・ファンド合同会社 | 東京都港区六本木 | 5 | アセットマネジメント事業 | 100.0 (100.0) | ― | ― |

（注）　1．資本金は2025年３月31日現在のものであります。
　　２．有価証券報告書提出会社であります。
　　３．特定子会社に該当いたします。

## Ⅱ．株式に関する事項

１．発行可能株式総数　：315,600,000株

２．発行済株式の総数　：　89,673,600株

３．株主の分布状況

2025年３月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数　（人） | － | 10 | 22 | 205 | 54 | 157 | 79,289 | 79,737 | － |
| 所有株式数(単元) | － | 52,610 | 3,381 | 473,562 | 97,249 | 417 | 268,154 | 895,373 | 136,300 |
| 所有株式数の割合（%） | － | 5.88 | 0.38 | 52.89 | 10.86 | 0.05 | 29.95 | 100.00 | － |

４．大株主の状況

2025年３月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社 | 東京都港区六本木１丁目６−１ | 47,185,200 | 52.6 |
| ＭＯＲＮＩＮＧＳＴＡＲ，　ＩＮＣ．<br>（常任代理人　大和証券株式会社） | ２２，ＷＥＳＴ ＷＡＳＨＩＮＧＴＯＮＳＴＲＥＥＴ，ＣＨＩＣＡＧＯ，ＩＬ　ＵＳＡ<br>（常任代理人　住所）<br>（東京都千代田区丸の内1丁目9番1号） | 8,796,000 | 9.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 港区赤坂１丁目８番１号 | 3,548,900 | 4.0 |
| 鈴木　智博 | 石川県金沢市 | 1,572,000 | 1.8 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 東京都中央区晴海１丁目８－１２ | 852,700 | 1.0 |
| 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区有楽町１丁目１３－１ | 650,000 | 0.7 |
| 朝倉　智也 | 東京都港区 | 378,400 | 0.4 |
| 高橋　慧 | 東京都渋谷区 | 320,900 | 0.4 |
| ＪＰＬＬＣ－ＣＬ　ＪＰＹ<br>（常任代理人<br>シティバンク、エヌ・エイ東京支店） | FOUR CHASE METROTECH CENTER<br>BROOKLYN, NY 11245<br>（常任代理人　住所）<br>（新宿区新宿６丁目27番30号） | 267,379 | 0.3 |
| 北尾　吉孝 | 東京都千代田区 | 183,200 | 0.2 |
| 計 | － | 63,754,679 | 71.1 |

（注）１　当社は、自己株式を125株保有しております。

２　前事業年度末において主要株主であったＭＯＲＮＩＮＧＳＴＡＲ，　ＩＮＣ．は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

## Ⅲ．会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 朝 倉 智 也 | 経営全般 |
| 取締役 | 北 尾 吉 孝 | ー |
| 社外取締役 | 大 鶴 基 成 | ー |
| 社外取締役 | ビリー・ウェード・ワイルダー | ー |
| 社外取締役 | 山 澤 光 太 郎 | ー |
| 社外取締役 | 堀 江 明 弘 | ー |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | 後 藤 淳 夫 | 常勤監査 |
| 社外監査役 | 長 野 和 郎 | ー |
| 社外監査役 | 小 竹 正 信 | ー |

（注） 1. 当社は、補欠監査役に神山敏之氏を選任しております。
2. 取締役大鶴基成氏、取締役ビリー・ウェード・ワイルダー氏、取締役山澤光太郎氏および取締役堀江明弘氏は社外取締役であります。監査役長野和郎氏および監査役小竹正信氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大鶴基成氏、取締役ビリー・ウェード・ワイルダー氏、取締役山澤光太郎氏、取締役堀江明弘氏、監査役長野和郎氏および監査役小竹正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動はありません。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社全取締役および全監査役を被保険者とし、被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって塡補することとしています。

取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内
　において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定する。

・取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、従業員給与の最高額、過去の同順位の取締役の支給実績、当社の業績見込み、取締役の報酬
　の世間相場、当社の業績等への貢献度、就任の事情、前年の報酬額、その他を考慮し、支給額を取締役ごとに定める。取締役全体の基本
　報酬の年間総額を取締役会が決議し、取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、個人別の報酬等について代表取締役がこれを決定
　する。

・取締役に賞与を支給する場合は、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的
　に勘案して、取締役会が各取締役の支給額を決定する。取締役の賞与の総額を取締役会が決議し、取締役会が代表取締役に決定を一任し
　た場合は、個人別の賞与について代表取締役がこれを決定する。

なお、現在、非金銭報酬の支給の予定はなく、その方針は定めておりません。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 当事業年度に係る報酬等の総額 | | うち社外役員分 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給人員（名） | 支給額（千円） | 支給人員（名） | 支給額（千円） |
| 取締役 | 5 | 43,950 | 4 | 25,200 |
| 監査役 | 2 | 12,500 | 1 | 4,000 |
| 合　計 | 7 | 56,450 | 5 | 29,200 |

（注） 1.　　上記の取締役の報酬等は、すべて基本報酬であります。当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、支給人数が少数であり、前年の報酬額を基礎に決定するため、当事業年度の取締役全体の基本報酬の年間総額を取締役会が決議し、取締役会が代表取締役社長朝倉智也に個人別の報酬等についての決定権限を一任し、代表取締役社長朝倉智也がこれを決定いたしました。

2. 取締役および監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度において在任した取締役および監査役のうち、無報酬の取締役１名および監査役1名は含んでおりません。

3. 2000年3月21日開催の第4期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額500百万円以内、監査役年額100百万円以内であります。

4. 上記3.の株主総会決議時点における対象となる取締役の員数は5名（うち社外取締役は4名）、監査役の員数は2名（うち社外監査役は1名）となります。

重要な兼職の状況

| 氏名 | 会社名 | 役職名 |
|---|---|---|
| 朝倉智也 | ＳＢＩホールディングス株式会社 | 取締役副社長 |
| | ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社 | 代表取締役社長 |
| | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 | 代表取締役会長兼CEO |
| | ウエルスアドバイザー株式会社 | 代表取締役社長 |
| | Carret Holdings, Inc. | Director |
| | ＳＢＩオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩデジタルアセットホールディングス株式会社 | 代表取締役会長 |
| | ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩクリプトアセットホールディングス株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩレオスひふみ株式会社 | 取締役 |
| | ＳＢＩ-Manアセットマネジメント株式会社 | 取締役 |
| 北尾吉孝 | ＳＢＩホールディングス株式会社 | 代表取締役会長兼社長 |
| | ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社 | 取締役会長 |
| | 株式会社ＳＢＩ証券 | 代表取締役会長 |
| | ＳＢＩインベストメント株式会社 | 代表取締役執行役員会長兼社長 |
| | SBI Hong Kong Holdings Co., Limited | Representative Director |
| | ＳＢＩウェルネスバンク株式会社 | 代表取締役会長 |
| | ＳＢＩファーマ株式会社 | 代表取締役執行役員社長 |
| | ＳＢＩ　Ｃｒｙｐｔｏ株式会社 | 代表取締役会長 |
| | ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社 | 代表取締役会長 |
| | 地方創生パートナーズ株式会社 | 代表取締役社長 |
| | ＳＢＩ金融経済研究所株式会社 | 代表取締役社長 |
| | ＳＢＩ　ＰＴＳホールディングス株式会社 | 代表取締役会長 |
| | 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 | 代表取締役会長 |
| | ＳＢＩキャピタルマネジメント株式会社 | 代表取締役社長 |
| | ＳＢＩ　ＰＥホールディングス株式会社 | 代表取締役 |
| | ＳＢＩ　ＡＬＡファーマ株式会社 | 代表取締役 |
| | ＳＢＩリクイディティ･マーケット株式会社 | 取締役会長 |
| | ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社 | 取締役会長 |

| 氏名 | 会社名 | 役職名 |
|---|---|---|
| 大鶴基成 | サン綜合法律事務所 | 客員弁護士 |
| | アウロラ債権回収株式会社 | 社外取締役 |
| | ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社 | 社外監査役 |
| | 一般社団法人日本野球機構 | 調査委員長 |
| ビリー・ウェード・ ワイルダー | MATT.ER K.K | Senior Consultant & Chief Investment Officer |
| 山澤光太郎 | イオンフィナンシャルサービス株式会社 | 社外取締役 |
| | ウイングアーク1st株式会社 | 社外取締役 |
| | HiJoJo Partners株式会社 | 社外取締役 |
| 堀江明弘 | 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング | 取締役 |
| 後藤淳夫 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 | 監査役 |
| | ウエルスアドバイザー株式会社 | 監査役 |
| | ＳＢＩオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 | 監査役 |
| 長野和郎 | 株式会社三友システムアプレイザル | 社外監査役 |
| | 守山乳業株式会社 | 顧問 |
| 小竹正信 | ＳＢＩインベストメント株式会社 | 監査役 |
| | ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 | 監査役 |
| | ＳＢＩキャピタルマネジメント株式会社 | 監査役 |

社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員等としての重要な兼職の状況および当該他の法人等との関係

| 社外役員の氏名 | 他の法人等の業務執行者および社外役員等の兼職の状況 | |
|---|---|---|
| 取締役　大鶴基成 | サン綜合法律事務所 | 客員弁護士 |
| | アウロラ債権回収株式会社 | 社外取締役 |
| | SBIインシュアランスグループ株式会社 | 社外監査役 |
| 取締役　ビリー・ウェード・　ワイルダー | MATT.ER K.K | Senior Consultant & Chief Investment Officer |
| 取締役　山澤光太郎 | イオンフィナンシャルサービス株式会社 | 社外取締役 |
| | ウイングアーク1st株式会社 | 社外取締役 |
| | HiJoJo Partners株式会社 | 社外取締役 |
| 監査役　長野和郎 | 株式会社三友システムアプレイザル | 社外監査役 |
| | 守山乳業株式会社 | 顧問 |
| 監査役　小竹正信 | SBIインベストメント株式会社 | 監査役 |
| | SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 | 監査役 |
| | SBIキャピタルマネジメント株式会社 | 監査役 |

(注)　SBIインシュアランスグループ株式会社、SBIインベストメント株式会社、SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社およびSBIキャピタルマネジメント株式会社は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であります。その他、社外役員の上記の兼職先と当社の間には、特段の関係はありません。

② 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係
該当事項はありません。

③ 社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の額
社外取締役および社外監査役が、役員を兼任する当社の親会社または当社の親会社の子会社（当社を除く）から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額は11,600千円であります。

当事業年度における主な活動状況

1）取締役会および監査役会への出席状況および発言状況等

| | 活　　動　　状　　況 |
|---|---|
| 社外取締役<br>大鶴基成 | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、社外取締役として、取締役会決議に参加いたしました。また、議案について主に法律的な観点から所見を述べ、そのほか適宜必要な発言を行ないました。 |
| 社外取締役<br>ビリー・ウェード・ワイルダー | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、社外取締役として、取締役会決議に参加いたしました。また、議案について主にアセットマネジメントの観点から所見を述べ、そのほか適宜必要な発言を行ないました。 |
| 社外取締役<br>山澤 光太郎 | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、社外取締役として、取締役会決議に参加いたしました。また、議案について主にアセットマネジメントの観点から所見を述べ、そのほか適宜必要な発言を行ないました。 |
| 社外取締役<br>堀江 明弘 | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、社外取締役として、取締役会決議に参加いたしました。また、議案について主に経理・管理業務の観点から所見を述べ、そのほか適宜必要な発言を行ないました。 |
| 社外監査役<br>長野和郎 | 当事業年度開催の取締役会12回中11回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ないました。また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行ないました。 |
| 社外監査役<br>小竹正信 | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ないました。また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行ないました。 |

2）社外役員の意見により変更された事業方針等

該当事項はありません。

3）当社の不祥事に関する対応の概要

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## Ⅳ．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅴ．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（注）1. | 32,000千円 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45,000千円 |

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。すべて有限責任監査法人トーマツに委嘱した監査業務に関わる報酬であります。

２.当社の子会社のうち、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。Carret Holdings Inc.およびCarret Asset Management LLCは、CohnReznick LLPの監査を受けております。

３.　　会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムに関する基本方針を決め、業務の適正を確保するための体制を整備して、業務執行を行うことが重要だと認識しております。

当社が取締役会において定めている内部統制システムに関する基本方針の内容は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令遵守および倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役が全役職員に徹底させるものとする。

② 当社は、取締役会および原則月１回開催する役員定例会（当社の常勤取締役、常勤監査役、子会社の代表取締役および社外取締役・社外監査役で構成する。以下、定例会）において、取締役間の意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。

③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。

また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価するとともに、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。

監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行なうものとする。

同部門は、内部監査計画で定める月に、また必要に応じて、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に提出する。同部門は、内部監査結果報告書を代表取締役に提出した後、遅滞なくその内容を監査役に説明する。

内部監査結果報告書の内容は、内部監査計画で定める月の取締役会に、および必要に応じて、代表取締役が取締役会に報告する。

④ 当社は、取締役および使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に直接通報を行なうための情報システムを整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。

② 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行および経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。

② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、管理部門を管掌する部門長およびシステム部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。

② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。

③ 当社は、取締役会および定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行なうとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の取締役、使用人、およびその他企業集団の業務に関わる者（以下「ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等」という）から、その職務執行に係る事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。

② 当社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を当社の内部監査室および常勤監査役など内部通報規程に定

める通報先に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。

③当社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員が、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行なうための会議を設置し、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。

④当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。
監査の結果は(1)③に定めるとおり、内部監査結果報告書に記載され、報告される。

⑤取締役は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

⑥当社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程およびリスク管理規程等に従い、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的および適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員およびリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。

⑦当社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

⑧親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動および人事評価については、監査役と事前に協議を行ない、その意見を尊重するものとする。

(7)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役および使用人は、監査役よりＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行なうものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
2) 経営に関する重要な事項
3) 内部監査に関連する重要な事項
4) 重大な法令・定款違反
5) その他取締役および使用人が重要と判断する事項

②ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等からの内部通報の状況およびその内容については、当社の監査役に報告する。また、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査役の求めに応じて、取締役および使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループの経営上の課題および問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門および会計監査人の情報共有を図るものとする。

②当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。

③監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行なうとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10)　反社会的勢力排除に向けた体制

ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行なうなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスに関する取組み

当社は、取締役会で、倫理規範としてコンプライアンス行動規範を制定し、当社のコンプライアンスの基本的姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス規程を制定し、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、コンプライアンス（法令遵守）に関する当社の基本事項を定めております。さらに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員の法令遵守のための具体的な行動内容を明確にしております。

「コンプライアンス行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」は、社内イントラネットと全社共有サーバに掲載し、役職員が常時確認可能な状況とし、役職員への周知徹底を図っております。

また、全役職員は、コンプライアンス行動規範やコンプライアンス規程の内容を理解して企業倫理を遵守する旨の宣誓書に署名して提出しております。

コンプライアンス担当役員は、年２回コンプライアンス・セルフアセスメントを実施し、コンプライアンスの状況をコンプライアンス・セルフアセスメント・リストに取り纏め、代表取締役および常勤監査役に提出しております。コンプライアンス担当役員は、役職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組むコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

コンプライアンス・プログラムの一環として、全役職員に対してコンプライアンス関連の教育研修を実施しております。

②取締役の職務執行に係る適正性、効率性の確保に関する取組み

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。

当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項のほか会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。当事業年度は、取締役会を12回開催しております。

業務執行に関して、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員で構成する役員定例会を毎月１回開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役および執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規程に則り、稟議承認したのち、代表取締役社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。

常勤役員定例会には、社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。

当社は、取締役会の決議により営業・制作・管理等各部門のいずれからも独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などの内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価し、その結果および改善に向けた提案を内部監査結果報告書に取り纏め、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査の結果抽出された課題について、必要に応じて営業・制作・管理等に改善の指示を行ない、内部監査室は、各部門の改善活動のフォローアップを実施しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会、常勤役員定例会の議事録、会議資料は、取締役会規則、常勤役員定例会規則および文書保存管理規則に基づき、適切な保存・管理を行なっております。
取締役の稟議による承認は、稟議規程に基づいた稟議システムを構築しており、職務権限規程に基づいて、当該システムで承認を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、取締役の職務の執行に係る稟議書を保存・管理しております。
また、売上・仕入などの取引については、販売管理規程、債権管理規程、購買管理規程、稟議規程などに基づいた業務システムを構築しており、取締役は当該システムで職務権限規程に基づいて、売上・仕入などの取引の承認と業務処理を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、販売・購買取引、債権・債務などの記録を保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会でリスク管理規程を制定し、また、グループリスク管理規程を制定いたしております。当社のみならず、当社グループに重大な影響を与える問題が発生した場合、あるいはその可能性が生じた場合の対応体制を明確にするため、リスク管理実施細則を制定し、リスクの種類別に管理手法・対応手続を定めております。
リスク担当役員は、当社および子会社について外部環境、業務プロセス、内部環境などに係るリスクカテゴリーごとにリスク情報を収集・分析するリスクアセスメントを年２回実施しております。
リスクアセスメントは、リスク管理実施細則に定めているとおりにリスクを識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、代表取締役社長、常勤監査役に報告し、必要に応じて対策を検討しております。

(4) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の代表取締役社長は、子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、経営上の重要事項について、子会社取締役と協議し、その決定に参加しております。
当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ」という）の経営管理会社として、財務の健全性ならびに業務の適切性の確保のため、各社の状況および業態に応じて、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制に関する指導・監督を行なうことを関係会社管理規程で定め、子会社とその旨の経営管理契約を締結しております。
当社は、関係会社管理規程および子会社との経営管理契約に基づき、月次決算、財務状況、コンプライアンス状況・コンプライアンス・プログラム進捗、リスクの状況、子会社間取引などの報告を子会社から受けております。
当社の内部監査室は、子会社への内部監査を実施しており、又は子会社自身が実施した内部監査結果の報告を受けております。
当社は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメントグループ全体の内部通報制度を、グループを代表して運営しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は監査役３名により構成され、各監査役は、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視機能を果たしております。当事業年度は監査役会を12回開催しております。
また、各監査役は、当社および子会社の常勤の取締役および執行役員が業務執行に係る重要事項を協議し、取締役および執行役員間の意思疎通を図る目的で毎月１回および必要に応じて開催される常勤役員定例会に出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。監査役監査の手続は、その概要を監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準で定めております。より詳細な手続は、常勤監査役が検討・作成し、監査役会の承認により決定しております。なお、監査役会は、常勤監査役が行なう日常の監査手続のほか、四半期に一度、社外監査役を含めた監査役３名で証憑・帳簿等の検証手続を行なっております。
監査役会は、社外監査役を含めて、四半期決算月には、代表取締役社長から、四半期決算以外の月には、管理部門（経理・コンプライアンス・内部統制管轄部門）の責任者である執行役員ＣＦＯと管理本部部長から、四半期・月次の報告を受けております。当該報告には、経営方針、損益状況のほか、コンプライアンス、内部統制の状況等も含まれており、必要に応じた質疑を行なっております。
また、管理本部は、監査役の求めに応じ、即時に証憑・記録の提示、説明等を行なっております。
内部監査室は、代表取締役社長への内部監査結果報告書の報告の後直ちに、内部監査報告書を監査役会に報告しております。監査役会は、その内容について、質疑しております。そのほか、監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などを相互に報告し、意見交換を行ない、法令、定款、社内諸規程の遵守状況について認識を共有し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしております。
監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第２四半期・期末決算時に説明を受けております。監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をし

ております。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理規程を制定し、基本的な会計方針は、経理規程に定められております。

売上・仕入などの取引について、経理帳簿に計上されるまでの業務処理の重要なプロセスで、発生する可能性のあるリスク・不正・誤謬とそれを防止する内部統制行為をＲＣＭ（リスク・コントロール・マトリクス）表で明確にし、業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。業務担当者に当該内部統制行為の一環として、取引の証拠となる証憑等を収集し、職務権限規程に基づく必要な承認を稟議システムおよび業務システムで得ております。

内部監査室は、売上・仕入などの取引について、定められた内部統制行為が実施されているかを、毎月、サンプル検証しております。

社内情報システムについては、情報システム管理規程に基づき、システム開発管理、システム運用管理、データ管理、問題管理、外部委託管理、ネットワーク管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ウイルス対策、リカバリー計画策定についてガイドラインを作成し、各々実施すべき統制項目を定め、情報処理業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。その記録を、年１回、内部監査室が検証し、各ガイドラインへの準拠を確認しております。

決算については、決算・財務報告プロセス体制、個別決算・連結決算体制、開示体制について、内部統制目標、達成すべきポイントを決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに取り纏め、管理本部（経理部門）が体制を整備・確認しております。当該決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストは、内部監査室が検証しております。決算手続については、勘定科目別のリスク、リスクに対応して実施すべき決算手続を勘定科目別決算手続書に取り纏め、それに基づく勘定科目別決算手続チェックリストを作成しております。管理本部は勘定科目別決算手続チェックリストで、決算手続を確認し、その記録を、通期決算時に、内部監査室が検証しております。

(7)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対する基本方針において、反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。

当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置しております。

親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の対応部署の協力を得て、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関とも、連携を図っております。

ＳＢＩホールディングス株式会社と反社会的勢力に関する情報のデータベースを共有し、取引先との契約締結に際して、反社会的勢力に関するデータベースで、相手先が反社会的勢力でないことを確認しております。

また、取引先との契約には、相互に、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用しないことなどを表明、確約する反社会的勢力排除の条項を入れております。

会社の支配に関する基本方針

当該方針は定めておりません。

## Ⅴ．監査法人の状況

・監査法人の名称　有限責任監査法人トーマツ

・継続監査期間　　18年(2008年3月期～2025年3月期)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士５名　公認会計士試験合格者３名　その他６名

以上

## ■貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 第28期<br>2025年3月31日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 1,183,286 |
| 現金及び預金 | 695,022 |
| 売掛金 | 442,967 |
| 前払費用 | 18,242 |
| その他 | 27,053 |
| 固定資産 | 14,264,813 |
| 有形固定資産 | 17,257 |
| 建物附属設備 | 17,243 |
| 工具、器具及び備品 | 14 |
| 無形固定資産 | 5,807 |
| その他 | 5,807 |
| 投資その他の資産 | 14,241,747 |
| 投資有価証券 | 6,763,578 |
| 関係会社株式 | 7,055,723 |
| 繰延税金資産 | 411,315 |
| 差入保証金 | 11,129 |
| 資産合計 | 15,448,099 |

| 科目 | 第28期<br>2025年3月31日現在 |
|---|---|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 6,141,911 |
| 未払金 | 138,983 |
| 短期借入金 | 5,850,000 |
| 未払法人税等 | 135,733 |
| 未払消費税等 | 13,884 |
| 預り金 | 3,310 |
| 負債合計 | 6,141,911 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 10,173,877 |
| 資本金 | 3,363,635 |
| 資本剰余金 | 3,754,942 |
| 資本準備金 | 3,754,942 |
| 利益剰余金 | 3,055,323 |
| その他利益剰余金 | 3,055,323 |
| 繰越利益剰余金 | 3,055,323 |
| 自己株式 | △23 |
| 評価・換算差額等 | △867,688 |
| その他有価証券評価差額金 | △867,688 |
| 純資産合計 | 9,306,188 |
| 負債・純資産合計 | 15,448,099 |

## ■損益計算書

（単位：千円）

| 科目 | 第28期<br>2024年4月１日から<br>2025年3月31日まで |
|---|---|
| 売上高 | 1,554,091 |
| 売上原価 | － |
| 売上総利益 | 1,554,091 |
| 販売費及び一般管理費 | 489,526 |
| 営業利益 | 1,064,565 |
| 営業外収益 | 208,972 |
| 受取利息 | 83,713 |
| 受取配当金 | 123,188 |
| その他 | 2,070 |
| 営業外費用 | 84,361 |
| 支払利息 | 84,358 |
| その他 | 2 |
| 経常利益 | 1,189,176 |
| 税引前当期純利益 | 1,189,176 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 193,159 |
| 法人税等調整額 | △768 |
| 当期純利益 | 996,784 |

# 株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2024年４月１日期首残高 | 3,363,635 | 3,754,942 | 3,754,942 | 4,008,936 | 4,008,936 |
| 剰余金の配当 | | | | △1,950,398 | △1,950,398 |
| 当期純利益 | | | | 996,784 | 996,784 |
| 単元未満株式の買取請求による取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 当事業年度中の変動額合計 | － | － | － | △953,613 | △953,613 |
| 2025年３月31日期末残高 | 3,363,635 | 3,754,942 | 3,754,942 | 3,055,323 | 3,055,323 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 2024年４月１日期首残高 | △20 | 11,127,493 | △324,704 | △324,704 | 10,802,789 |
| 剰余金の配当 | | △1,950,398 | | | △1,950,398 |
| 当期純利益 | | 996,784 | | | 996,784 |
| 単元未満株式の買取請求による取得 | △2 | △2 | | | △2 |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） | | | △542,984 | △542,984 | △542,984 |
| 当事業年度中の変動額合計 | △2 | △953,616 | △542,984 | △542,984 | △1,496,600 |
| 2025年３月31日期末残高 | △23 | 10,173,877 | △867,688 | △867,688 | 9,306,188 |

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法

② 無形固定資産　　定額法

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理報酬及び受取配当金収入となります。経営管理報酬については、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、発行会社の意思決定機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した時点をもって収益を認識しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　7,055,723千円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「関係会社株式」の評価損計上の可能性について

2025年3月31日現在の貸借対照表に「関係会社株式」が7,055,723千円計上されています。

「関係会社株式」の内訳は以下のとおりです。

| 関係会社名 | 「関係会社株式」の残高 |
|---|---|
| ウエルスアドバイザー株式会社 | 277,023千円 |
| SBIアセットマネジメント株式会社 | 5,059,819千円 |
| Carret Holdings, Inc. | 1,718,881千円 |
| | 7,055,723千円 |

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。その結果、「関係会社株式」の評価損が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,163千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　469,724千円

短期金銭債務　　5,969,766千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| (1) 売上高 | 1,553,995千円 |
| 受取配当金 | 750,000千円 |
| 経営管理報酬 | 802,595千円 |
| その他 | 1,400千円 |
| (2) 仕入高 | -千円 |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 4,118千円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 84,358千円 |

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　125株

７．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税否認額 | 12,180千円 |
| 未払金否認額 | 1,329千円 |
| 投資有価証券評価損 | 2,439千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 399,402千円 |
| その他 | 408千円 |
| 繰延税金資産合計 | 415,759千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 譲渡損益調整勘定 | 4,444千円 |
| 繰延税金負債合計 | 4,444千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 411,315千円 |

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 30.62% |
| (調整) | |
| 永久差異 | △14.55% |
| 均等割 | 0.10% |
| その他 | 0.00% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.17% |

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11,358千円増加し、法人税等調整額は45千円増加、その他有価証券評価差額金は11,403千円減少しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

| 種類 | 会社の名称 | 所在地 | 資本金（百万円） | 事業の内容または職業 | 議決権等の被所有割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ＳＢＩホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 181,924 | 金融サービス事業他 | 間接 (52.7) | 費用立替<br>業務委託<br>不動産転貸借等<br>役員の兼任<br>人員出向受入 | 費用立替、業務委託、不動産転貸借等 | 340,683 | 差入保証金 | 9,512 |
| | | | | | | | | | 未払金 | 26,736 |

（取引条件および取引条件の決定方針等）

１．　不動産賃借については、転貸借であり、同社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

２．　費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料等の支払は行っておりません。

(2) 子会社等

| 種類 | 会社の名称 | 所在地 | 資本金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ウエルスアドバイザー株式会社 | 東京都港区 | 30 | ファイナンシャルサービス事業 | 100.0 | 経営管理 | 経営管理報酬 | 204,996 | 売掛金 | 112,748 |
| | | | | | | 費用の立替 | 費用の立替 | 319,435 | 立替金 | 24,942 |
| | | | | | | 資金の借入 | 短期借入金 | － | 短期借入金 | 1,150,000 |
| | | | | | | 利息の支払 | 未払利息 | 17,253 | － | － |
| | | | | | | | 支払利息 | 16,962 | － | － |
| | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 400 | アセットマネジメント事業 | 97.9 | 経営管理 | 経営管理報酬 | 597,599 | 売掛金 | 328,679 |
| | | | | | | 資金の借入 | 短期借入金 | 200,000 | 短期借入金 | 4,700,000 |
| | | | | | | 利息の支払 | 未払利息 | 68,406 | － | － |
| | | | | | | | 支払利息 | 67,395 | － | － |

（取引条件および取引条件の決定方針等）

１．　経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

２．　費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料の支払は行なっておりません。

３．　資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 役員およびその近親者等

該当事項はありません。

９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表1.重要な会計方針に係る事項（3）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| (1) １株当たり純資産額 | 103円78銭 |
| (2) １株当たり当期純利益 | 11円12銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上　田　雅　也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田　嶌　照　夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# ■監査役会の監査報告

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２.監査の結果

(1)　　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社
監査役会

常勤監査役　後　藤　淳　夫　　㊞

社外監査役　長　野　和　郎　　㊞

社外監査役　小　竹　正　信　　㊞

以　上